

議案第 13 号

関市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準等を定める条例の
制定について

関市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準等を定める条例を次の
とおり制定するものとする。

平成 25 年 2 月 21 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

介護保険法の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス事業者の指定に関する
基準等を定めるため、この条例を定めようとする。

関市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号並びに第115条の12第2項第1号の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準等を定めるものとする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員)

第2条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

(指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る申請者の資格)

第3条 法第78条の2第4項第1号及び法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人（その役員等（法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。）のうちに関市暴力団排除条例（平成24年関市条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者があるものを除く。）とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。